

平成29年5月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成29年5月10日（水）

2 場 所 南別館4階 研修室

3 開始時間 午後1時30分

4 終了時間 午後16時00分

5 出席者

小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、瀨田委員、黒木教育長

その他の出席者

田中教育部長、江藤教育総務課長、児玉学校教育課長、朝倉生涯教育課長、田畑スポーツ振興課長、
武田文化財課長、新甫学校給食課長、森凶書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、
黒木教育総務課副課長、清水教育総務課主幹

6 会議録署名委員

赤松委員、瀨田委員

7 開会

○小西委員長

ただいまより、5月定例教育委員会を開催します。

8 会議録署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、瀨田委員をお願いします。

9 議事

【教育長報告】

○委員長

それでは、教育長より報告をお願いいたします。

○教育長

まず、お手元にございます生徒指導現状についてという一枚の資料でございますけれども、表になっているものでございます。これは、昨年度の3月までの集計ということで、昨年度1年間の様子がそこでわかるようにされて表にしております。

一番目は非行等問題行動でございまして、合計52件ということでございます。とりわけ、万引きをはじめ、夜の徘徊、家出等でございます。一昨年と比べると若干減少しております。

それから、2の不登校傾向につきましては、不登校が増えつつある現状にございまして、そこにありますように、3月は209ということで、足し算ではなくて通算でございます。3月に209名いたということでございます。ただ、残念ながら、増え続けているということで、新規の不登校生が今、75名増えてきております。

それから、3番目、いじめ件数につきましては、アンケート等で学校側が調べたものでございまして、軽微なものも含めて、認知、子どもたちがいじめと感じておりますので、それだけの件数になっているわけでございます。そのうち、市内中学校で起きた、新聞で報道された問題が1件ございます。これはまた後で補足させていただきます。深刻なところまでいっているもの、解決しているものもあるのですが、現在解決に当たっているというものもございます。そういう状況で、未解消が小学校91件、中学校2件のこととございます。3月の状況ですので、4月、5月に入ってから改善していると思っております。

4番目の交通事故に関しましては、特に自転車による交通事故が増えておりまして、そこにありますよう

に、49件のうち29件が自転車による事故で、19件が飛び出しということでございます。引き続き、交通安全を各学校にお願いをしているところでございます。

不審者、声かけ事案というのが年間通して35件ございました。一昨年に比べると減ってはいるのですが、実際、実害があった事案はございませんが、ただ、後で報告しますけれども、4月、5月がここにないですけれども、不審者、声かけが増えております。

裏を見ていただきますと、グラフがございましてけれども、不登校の状況でございます。学年別の不登校を見ますと、学年が上がるに従って不登校が起こる状況が見受けられます。男子に比べて女子の児童・生徒が不登校が多い傾向にあるところでございます。

まず、不審者の補足を、4月、5月の集計が届いておりませんが、こちらで把握している部分についてだけ申し上げますと、実は、4月だけで7件、声かけ、不審者事案がございまして。また詳しいことは上がってくると思いますが、一応申し上げておきますと、4月7日、15時頃、蕨原町の住宅街で、小学校3年生と5年生の兄弟の男の子が、男から「ちょっと来い」と声をかけられた。年代は40代代々です。それで家に駆け込んで、実害は全然出ていないのですけれども、こういう声かけ事案です。2番目は、4月13日、16時半頃、都城西駅の北側の高架下でございまして、明道小学校の子供たちが12名ぐらい遊んでいたところに、外国人に声をかけられて、マジックを見せられた。そこで写真を撮られたということだけしかないのでございます。3番目の事案としては、4月15日、17時頃ですけれども、富吉の農村公園付近で、小学5年生の女の子が遊んだ後に自転車で一人で帰宅しようとしたところ、男性が自宅近くまで追いかけてきた。帽子を深くかぶっていたので、年齢等はちょっとわからないことらしいです。それから、4件目が4月17日、13時10分頃、家庭訪問期間中だったらしいのですけれども、国道10号の寿司市場付近、小学3年生の男子が下校中に、未成年の男性2人から手招きをされて、追いかけられたということで、近くの知っている女性の人の家に駆けこんで、警察に通報して、その2人は補導されたらしいです。男子に被害はなかったのですが、一人は茶髪だったという話です。未成年ですから、無職少年かもしれないです。それから5番目が4月17日の3時20分頃で、谷頭の市営住宅の近くで、小学4年生の女子が下校中に、物影に隠れていた男性に追いかけて、マスクをしていたので顔はわからないということです。次は、4月18日、13時35分頃、乙房交差点付近で、小6男子、小3女子、小1女子の3人の仲良しグループなのですが、見知らぬ男から「アイスをあげるからついて来い」と、声をかけられた。中年男性だったということです。迷彩服のズボンをはいていて、下駄をはいていたということです。最後が、5月1日、17時頃、都城工業高校前のコスモスという量販店の後ろだったということです。中学生男子が20代の男性二人からスマートフォンで写真を撮られたということです。すぐ逃げたので。そういう声かけ、不審者情報が届いております。4月だけで、春なのかしれませんが、増えている状況です。

別件のこととお話させていただきますが、東小学校のある教室に、クーラーを入れるということになりました。実は、クーラーを入れて温度管理をしなければいけない病気の子どもさんが一人いらっしゃるということで、対応をすることになりました。親からの申し出もあり、医師からの申し出もあり、クーラーをつけるということになりました。まだついていないのですが、つけるという方向で今、検討しているところでございます。

フッ化物洗口実施を先日出しましたけれども、こういう形で実施しますということだったのですが、実は、実施に対して質問状が届いています。賛否両論があるようなものを学校が取り上げてやるのはいかなものかということと、保護者にアンケートを出して、そのアンケートの中の資料には、これは非常に害があるということが書いていないことが指摘されておまして、ただ、賛否両論あるということは書いてあるのですけれども、害があるということが書いていないということで、今後やるに当たっては、三者なり、教職員と歯科医師と保護者の協議のもとでやってくれということでした。それから、どこが責任を持つのかということについての責任の所在についての質問でした。

以上、私のほうからの報告は終わります。

○委員長

ありがとうございました。

今の5つの内容について、お尋ねはないでしょうか。

この嘆願書の中の理由の3番目なのですけれども、言葉の意味がちょっとわからないのでお尋ねいたしますが、学校での声かけを行い、その内容を帳面に記載して私との情報交換を行ったが、十分な報告がなされなかったことというのが、声かけというのは、他の先生方に全部、このことを理解していただいたという意味の声かけなのでしょうか。

○教育長

そういういじめをしないようにということではないかと思いますが、声かけというのは子どもに対して声をかける、被害があった子どもに対して見守るという意味での声かけもあると思います。今日の一日がどうであったかということは、毎日、担任が帳面に記載してお母さんに届けてあるのです。ところが、いじめられているかどうかは一言も書いていないというのが、お母さんの言い分だったようです。

○委員長

ほかによろしいでしょうか。

【議案第5号】

○委員長

議案第5号を美術館長よりご説明いただきます。

○美術館長

議案第5号 都城市美術展運営実行委員会の委員の委嘱についてでございます。都城市美術展運営実行委員会設置要綱の第4条の規定によりまして、第64回都城市美術展運営実行委員会の委員を別紙の20名の方に委嘱するものです。

名簿の議案第5号関係資料の区分のところに、再任、新任と書いてありますが、この確固書きの数字は再任の年度数になります。一番下段のお二人が湯地和美さん、伊集院 正さんお二人が今年度から新任ということになります。ほかの方々は、前年度からの引き続きの委員をお願いしている方です。

新任の湯地和美さんは、今年度4月に泉ヶ丘高校に宮崎商業高校から転任されてこられました書道の先生になります。伊集院 正さんにつきましては、今年度4月から同じく都城工業高校に移動でこられました美術の先生になります。この二人が新規でお願いするということになります。

本年度の市美展は、第1回目の実行委員会を五月末、25日に予定しております。この方々にお集まりいただきまして、今年度の要綱等についての協議をする予定にしております。本年度の会期は、予定としましては、9月16日から11月1日の会期で行うように、今、準備をしているところです。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

議案第5号についてお尋ねはありませんでしょうか。

○赤松委員

この廣瀬さんという方は、43年間間継続して市美展に携わっているすごい方ですが、失礼ですがお幾つぐらいですか。

○美術館長

廣瀬先生は、80代だと思います。もともと教員をされていて、教員時代から実行委員に入っていて、引き続き長く委員をしていただいております。

○赤松委員

すごい方がいらっしゃるなど思っています。

○委員長

この方は毎年現役で、写真展で作品を出されていて拝見していますけれども、昭和の思い出を残していくというすごい情熱を持って活動をされています。

○教育長

昭和12年の生まれですね、この方は。

○美術館長

先週の市民ギャラリーで、廣瀬先生ともう一人、写真の実行委員の松下さんの写真展示を1週間がちょうど終わったところです。

○委員長

ほかにお尋ねはありませんでしょうか。

○濱田委員

ちょっとわからないことがあるのですが、備考に無鑑査と書いてあるのですが、どういう意味なのですか。

○美術館長

市美展は本年度で64回目を迎えるのですが、60回展で要綱の見直しを行いまして、それまで、絵画・書道・工芸・写真と4部門に分けて審査展示をしていたのですが、そのくくりに入らない作品というものも出始めまして、その4部門に分けるのを明確なくりをなくして、平面、立体というような大きなくりの中で実施しようと要綱を改正しました。その前までは、それぞれの部門において、特選を2回以上、大賞を1回取られた方を無鑑査ということで、審査対象からはずすけれども、落選はしないと。持ってこられたら優先的に展示をするというような、市美展とか、宮日美展とか、県美展でも同じようなシステムがあるのですけれども、大賞を何回以上受賞したら無鑑査になるというシステムがあり、これをうちのほうもそういうシステムをとっておりまして、当時の無鑑査として実行委員にお願いした方を分類上ここに無鑑査で入っているということで書いてあります。

○委員長

お尋ねありませんでしょうか。

それでは、議案第5号を認定させていただきます。

【報告第43号～第45号、議案第6号】

○委員長

それでは、報告第43号～第45号、議案第6号を島津邸館長よりご説明お願いいたします。

○都城島津邸館長

それでは、報告第43号についてご説明申し上げます。

平成29年度都城島津邸所管企画展「暮らしの中の祈りとまつり ― 都城島津邸収蔵史料にみる人々と神々の交わり ―」の開催要領を別紙のとおり制定するものでございます。

1ページを開けていただきまして、今言いましたタイトル、平成29年度都城島津邸所管企画展につきましては、展示の内容としまして、都城市が周辺を山々に囲まれた盆地であることから、外部地域の影響を受けにくい環境にあったと。これによって、特有の風習や伝承が風化することなく、現代に伝えられているところでございます。この盆地という閉鎖された空間に生き、良質な関係を結ぶ中で、人々の願いや祈りがどのような状況や思いから発生し、まつりや年中行事等に反映され、現代に受け継がれているのか。都城盆地に残る伝承や都城島津家史料にある、武具、調度にあられる神、動物、妖怪を紹介しながら、都城盆地に生きる領主、領民の祈りの内容や具現化について紐解いていきたいという内容にしております。

会期が今年7月1日、土曜日から10月9日、月曜日までの長丁場、87日間となっているところでございます。場所は都城島津伝承館の全展示室で、観覧料につきましては、記載がありますが、これは議案になっておりますので、後ほどまた説明申し上げます。

島津展示史料は都城島津邸で保管しております、今書いてあるとおりの歴史的資料を計画しているところでございます。6番にあります関連イベントとしまして、今回も講演会を予定しております。日付が8月27日で、13時半から開場を行い、14時からの予定であります。場所は、都城市交流プラザ、茶霧茶霧ギャラリーの全面を使う予定でございます。講師は、都城島津伝承館の審議員でもあります福島先生をお願いしようと考えているところでございます。

続きまして、報告第44号でございます。

後藤家伝来資料調査事業の完了についてということで報告するものでございます。

開けていただきまして、後藤家伝来資料調査事業を文化庁事業としまして、国庫補助事業50%補助で行ってきたところでございます。3番になりますが、先に言いますと、事業年度が平成25年10月1日から今年の平成29年3月31日までの期間で行っております。上のほうにいきまして、委員の使途としまして、先ほどの企画展のほうで講師をしていただきます福島先生、原口先生、ゴガ先生、ノウミ先生、こちら四名の方を委員として、調査委員会を行いました。協賛としましては、高城町出身の馬場ショウコさんも調査員をずっとやっていたところでございますが、9月いっぱい退職しまして、10月から東亜大学の准教授となっているところでございます。事業の成果としましては、4番に書いてあるとおりでございます。

刊行が3冊に分かれておりまして、各300部印刷したところでございます。

裏を開けていただきまして、今回の資料の概要なのですが、資料の総件数が7675件でございます。うち39件は高城資料館に保管しているところでございます。

中ほどになりますが、調査1年目に整理した資料のほとんどは、武士が担っていた鹿児島藩御両家の運用に関する江戸時代末期の資料でありましたが、2年目以降の整理部分がヒ左衛門という方がいらっしやいまして、その人の資料が大半を占めていたところでございます。こちらが、ちょうど近代日本の諸制度が大きく変革しました明治時代を主にしまして、政治経済の変化とか、複雑化に伴い作成された公的機関提出所有の写しや地券、領収証など多数の書類が含まれておりました。その中には、宮崎、鹿児島のみならず、東京や大阪をはじめとした西日本各地の取引先との仕切り状とか、書状等も多数ありまして、歴史的かなり解読されるものではないかと期待しているところでございます。こちらにつきましては、既に関係機関等、東京・大阪方面を含めた各歴史資料館等に配付しまして、そちらのほうからまた順次、紐解かれて、歴史的な解読がされていくものだと思っているところでございます。

以上が簡単でございますが、後藤家資料の内容でございます。

続きまして、報告第45号でございます。

こちらは、専決処分した事務についてでございますが、さつき展の開催について報告するものでございます。

開けていただきまして、都城島津邸開催要領としまして、都城さつき盆栽友人会という団体がございまして、こちらの会員様が丹精込めて育てましたさつきを中心とした山野草を含めた約48を島津邸の本宅内に飾りまして、さつきを見にきていただく。そしてその中で、歴史的風情のある本宅を観覧していただきまして、入館者の増加を図るものでございます。

開催予定日は、来週ですが、5月18日、木曜日から4日間だけなのですが、5月21日、日曜日までになります。開場は、今言いましたように、都城島津邸本宅でございます。主催としましては、都城さつき盆栽友人会の7名とそれに関連する人たちでございます。会の方は都城市を中心に曾於市、霧島市、鹿児島市に在住されている方でございます。特に、観覧料は本宅の観覧をするということで、通常どおり、小学生以上100円としているところでございます。

昨年から、さつき展は開催しているのですが、その他5番目に書いてあるとおり、さつき展の会期中につきましては、昨年在819人と非常に多くなっているところでございます。同じ会は10月にも盆栽展をやっていたことになっておりまして、昨年在414人と、観覧者の増加に相当つながっているところでございます。

続きまして、先ほどの企画展の料金設定でございますが、こちらは議案第6号でございます。先ほど申し上げました都城島津伝承館企画展の「暮らしの中の祈りとまつり ― 都城島津邸収蔵史料にみる人々と神々の交わり ―」の観覧料の設定でございます。こちらにつきましては、通常の観覧料と同じ、一般が210円、大学生・高校生が160円、中学生以下は無料にしたいと考えております。確固内は20名以上の団体で、50円引きとなっているところでございます。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

なお、皆様の机の上に袋に入れておきましたのが、先ほど後藤家のできた史料でございまして、3部ございますが、中身のほとんどが史料の目録でございますので、手紙とかについているタイトルだけと序盤のちょっとした中身の説明しか載っておりません。三冊目の最後の部分に先ほどの委員の方の総評等が記載してあります。また、お持ち帰りになる前に、ご覧になっていただければと考えているところです。またごゆっくり見ていただければと思います。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、お尋ねはありましたら。

○教育長

報告第45号について、補足させていただきます。

さつき展は、昨年在同じだったと思いますが、教育委員会共催の推薦が出ております。とてもそれは無理なので、これはあくまで、都城島津邸と共催でやるという形にさせていただいております。名義後援ではなくてあくまで教育委員会の共催でさつき展をやらせろという話になると、引き受けかねます。昨年在そうだったのですが、教育委員会が共催でやるわけではないということをお方に伝えた上で、島津邸との共催でやっていたこととしております。去年からなのですが、ご了解いただきたいと思っております。

○委員長

さつき展の共催についてのご説明についてはよろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

そうでしたら、報告第43、44、45号を承認させていただきまして、議案第6号を決定させていただきます。

【報告第42号】

○委員長

報告第42号を図書館長よりご説明をお願いいたします。

○図書館長

それでは、報告第42号 都城市図書館システム更新業務委託についてご説明申し上げます。

お渡しした資料の1ページから4ページまでつけておりますので、これに沿って説明させていただきます。都城市立図書館システム更新業務委託についてとありますが、今、市立図書館のシステムというのは、コンピュータのシステムでございます。このコンピュータのシステムについて、業者の選定を行っているところでございます。業者の決定は、今月末なのですけれども、プロポーザル方式と申しまして、業者のほうから提案をしていただくということで、提案要請を現在やっているところです。そのような方式に至った経緯

を含めて、業務委託の内容自体を説明してまいります。

まず一番目に、業務概要としまして、業務の内容の説明書きをしておりますが、3つ業務の特長を述べさせていただきます。1番目に、平成30年春に中心市街地に移転してオープンする都城市立図書館の図書館システム、先ほど言いましたようにコンピュータシステムなのですが、主として、図書館の貸し出し返却、蔵書、利用者管理、統計処理等を行うシステムです。これを現在の運用状況を継承して更新しますとあります。実は、現在のシステムが5年前に更新をしたシステムでして、大体図書館システムは5年ぐらいで古くなる、新規化すると言われております。動きも悪くなりますので、5年をめぐりに更新をしますが、最新になっている部分は5年目なのですが、全体としては10年目を迎えていて、相当古くなっております。更新するコンピュータ端末だけでも5、60台ぐらいになります。図書館全体と高城図書館も含めてですので、端末だけですと各カウンターだけではなくて、事務室も相当な数になりますが、また、それを制御するサーバーという大きなコンピュータもございますので、これを現在の運用状況を継承して更新するというのがまず一つです。

2つ目に、これまでにない機能として、自動貸し出し機ですとか、セキュリティーゲートを付加して、図書館システム全体を新しく構築するという業務が入ってきます。このセキュリティーゲートは、現在の図書館にはありませんので、本が万引きされ放題なのですが、放題と言うとちょっと言い過ぎなのですが、それを警備員が実際に巡回しておりますので、抑止力はあるのですが、なかなか防げないというのがあります。これをセキュリティーゲートで完璧に防ぐというものを目的にしております。

3番目には、図書を識別するためのICタグというものを50万冊分調達するというのが業務の3つ目ございまして、ICタグとは、貸出処理をするとチップが本そのものに埋め込まれるようになっておりますので、それを電子的に読み込むことで、貸し出し処理をした本を持ってセキュリティーゲートをくぐってもセキュリティーゲートは鳴らないという仕組みになっておりますので、本がまず盗まれない。それと、年に数回蔵書点検をするのですが、これも今は一冊、一冊バーコードを読むという作業で、図書館を2週間近く閉めてやっておりますけれども、それをしなくてよくなるということです。

このような3つの業務を合わせて行う業者ということで、選定を行っております。業務そのものは業者が決定してから、本年度いっぱいで行っていただく委託料になります。

委託料の内訳は、上限額として1億2961万1千円を提案して、こちらの方からお示して、この上限の中でやってくださいという要請をしております。内訳は、約半分の6千万円から7千万円ぐらいは機器類の備品のお金になります。コンピュータやセキュリティーゲートがそれぐらいかかります。残る6千万円近くのうちのソフトウェアに2千万円かかります。図書館のシステムを動かす実際のソフトウェアが約2千万円ぐらい。これはパッケージになっていまして、大手メーカーが作っているものがあるのですが、実際に都城市立図書館にそれを合わせていただかないといけませんので、その開発導入費としてまた上乗せして2千万円ぐらいかかります。先ほどの③のICタグが50万冊分とありますが、これは、単価ですと20円程度なのですが、50万冊分ありますので、1250万円ぐらいを見積もっております。実際の提案では下がる、もしくは上がるということがあります。残りは消費税ということになります。消費税も1千万円近くかかります。

こういう規模の大きい委託をお願いするにあたって、事業者選定の手法として指名型のプロポーザル方式をとらせていただきました。ここに書いて説明してありますので読んでいただいているとは思いますが、プロポーザル方式を採用する理由としましては、先ほど言いましたように、ソフトウェアはパッケージにはなっているとはいえ、改良していただかないといけません。都城市立図書館に合わせてどのように改良していただけるのかという体制を提案していただいて、それを見極めなければいけませんので、単純に価格の入札というわけにはいけませんので、プロポーザル方式をとらせていただいております。

めくって2ページ目に、今度は指名型を採用する理由とあります。実は今回複数社なのですが、何社は申

し上げられないのですけれども、業者を指名してプロポーザルを行っております。これは主に図書館のコンピュータシステムの納入実績のある会社、大体、都城近辺の図書館に採用実績のある所に絞らせていただきました。そういうところは、例えば、宮崎に拠点があったり、鹿児島に拠点があったり、あるいは福岡に拠点があったりということで、もし都城に緊急の場合があっても、少なくとも2、3時間で駆けつけることができる会社ですので、こういった会社をあらかじめ指名しておかないと、広く公募ということになると、遠い所の会社も手を挙げてきたりすると選定ができないところもあります。

また、図書館システム10万冊を超える開架がございますけれども、今後20万冊とか、増書を前提に考えますと、50万冊規模の図書館の採用実績がある会社は数社しかございません。大手のメーカーが開発して、それを改良できる大手メーカーの子会社みたいなところを指名させてやっておりますので、指名型をさせていただきました。

2ページの真ん中には、選定方法についてご説明しております。図書館システム選定委員会というものを組織して、選定を行います。選定委員会の構成は、後に説明をしますけれども、選定の方法としましては、大きく4つの項目を設けて、千点満点で評価をしていきます。

まず技術点として、機能回答諸評価150点とあるのですが、おたくシステムではどういう機能がありますかということをおおきく、400項目以上なのですが、各会社に投げかけております。それができる、できない、○×の回答が来るようになっておりますので、その項目をもとに150満点でまず評価します。

地元貢献度評価と申しまして、パソコンやプリンター等は地元の業者を通して調達していただくということを条件にいたしました。そこで、地元への貢献度を評価することにしております。

そして、提案点として、提案書200点がございまして、これは次の3ページに10項目示しましたので、後ほどまた説明をいたします。

最後に価格点があって、500点が全体の半分になりますので、価格競争の部分もウエイトは半分持たせているということになります。これは3ページの上に④と示しまして、四角で囲んでありますように、500点掛ける全提案者中最低の提案額を分子としまして、分母を当該の応募者提案額とするという計算式にしておりますので、全提案者中の最低の提案額の方は満点になるという計算式です。それよりも高い額の見積もりを持たれた方は、段々、点数が満点から低くなるという計算になります。これで、価格点で差をつけると考えておまして、提案については10項目あります。これも読んでいただければと思いますが、図書館システムの全体の概要について提案をA4の紙で2ページ以内をすべて義務づけておりますので、全体でも20ページ以内の提案書になると思います。これを一つずつ項目を審査していきます。具体的には5段階評価で点数を設けて、満点が先ほど言いましたように、200点になるように採点をいたします。図書館システム全体の概要を各種機能、開発、今後のスケジュール、そして、システムの保守の運用サポート体制、研修や教育の体制、セキュリティやデータ移行の考え方、導入実績や地元貢献、6年目以降についても提案をさせていただく予定です。これを200点満点で採点をしていく予定です。

めくっていただきまして、提案実施のスケジュールをご説明しますと、第1回の選定委員会を4月14日に行いまして、4月19日には各社に指名をいたしました。提案をしてくださいということで投げかけております。現地説明会を4月21日に既に開催しておりますので、その後、参加申し込み書の期限が連休前の5月2日に終わっているところです。何社か辞退もございましたが、何社かはここでは申し上げられません。提案をきちんと行われておりますので、その提案があった。参加の申し込みがございまして、参加の申し込みがあった会社の質問が4月22日から、5月9日を締切としまして、質問がまいっております。質問がかなり来まして、35問ぐらいきましたので、今週末をもって各社に質問の回答を図書館からする準備に今、追われているところでございます。来週末に提案書が提出されまして、最終的に5月26日に第2回の選定委員会プレゼンテーションとありますけれども、3ページありました10項目の提案について口頭でプレゼンテーションをしていただくということになっております。このプレゼンテーションをもって点数が出揃いま

すので、事業者の決定を5月29日にはしたいと考えております。

選定委員会の構成は以下の5名としまして、教育部長、図書館長、図書館職員1名、情報政策課職員1名、商工観光部長1名の5名の構成で選定委員会を組織させていただいております。全国的に図書館システムのプロポーザルというのは、図書館職員とコンピュータに精通した情報政策担当職員の構成による構成が一般的です。それを一応踏襲したのですけれども、今回、予算が商工政策課の中心市街地中核施設整備の予算から出ておりますので、商工観光部長にも入っていただいたという経緯でございます。実施選定後のスケジュールは以下のとおりです。

というところで、説明を終わらせていただきます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの内容についてお尋ねはありませんでしょうか。

○赤松委員

2ページ目のしおり、3の(1)書類審査の①で、250点満点の200点満点で採点するというのは、どちらか間違いではないですか。

○図書館長

申し訳ございません。150点です。200点が間違いです。

○濱田委員

選定委員の方々の技術がわかる方というのは4番の情報政策課の職員の方ですか。

○図書館長

コンピュータの機器類を入れますので、コンピュータの機器の動きの安定の度合いとか、処理速度とか、そういったものはかなりコンピュータの専門的な知識がないとわかりませんので、それを見ていただくために情報政策課を入れています。実際日常的にコンピュータを扱っているのは図書館職員ですので、その部分では、図書館職員と図書館長という構成です。

○濱田委員

図書館職員の方も結構慣れておられる方ということですか。

○図書館長

そうですね。いわゆるベテランです。10年以上経験のある図書館職員です。

○濱田委員

ソフトに関しては、業者からの提案だと思っておりますが、ソフトに関しての良しあしというのは、使い勝手の部分とソフトの安定性、完成度、おそらく情報政策課職員の方が完成度みたいなものは見るのですが、それが可能な方ということですか。

○委員長

参加された会社は何社というのは公表できませんということですが、あえて聞かなくてもいいのですけれども、その理由は、特に。

○図書館長

要は、現在、入札中という感じなので、終わったら何社に通知しまして、実際に参加が何社でしたというのをご報告します。それまでは各社もどうライバル会社がいらっしゃるかというのを伺っているわけです。その情報が漏れないようにはしないといけないということです。

○濱田委員

もう1点、先ほどの審査員の5名は内部の方ですよ。これは大丈夫なんでしょうか。

○図書館長

全国的に図書館の場合は、内部職員があるので、そもそも都城市のプロポーザルの規則の中で、

担当している現場の職員で選定委員会を構成することという条項がございます。それに基づいて選んだものでして、逆に場合によっては、外部の方を入れることも可能なのですが、市の規則に違うもので、例えば、教育長の決裁をいただくとか、そういった手続きが必要ですので、今回はそれはしませんでした。

○委員長

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告第42号を承認させていただきます。

【報告第40号、報告第41号】

○委員長

それでは、報告第40号、報告第41号を生涯学習課長よりご説明をお願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第40号 臨時代理した事務の報告の承認についてご説明いたします。

これは、放課後子供教室の指導をお願いしております教育活動推進及び教育活動サポーターの委嘱について、臨時代理いたしましたので、ご報告し、承認を求めるものです。

本年4月にこの案件についてご報告しましたが、追加で、教育活動推進員4名、教育活動サポーター1名、合計5名の方を委嘱したところでございます。5名すべてが新任となっております。任期は、平成29年4月6日から平成30年3月31日までとなっております。

次に、報告第41号 平成29年度都城市成人式開催要綱の制定についてご説明いたします。

成人式の開催要綱をご覧ください。要綱につきましては、単年度での制定となっております。主な変更点は、3点です。1点目は実施方法で、本年度から県立附属中学校、つまり泉ヶ丘中学校の卒業生が20歳になりますので、そちらで開催ということになります。2点目は、開催日時で、平成30年1月4日から1月8日までを、都城市における新成人を祝う期間とし、この期間内での開催について各地区実行委員会で検討していただき、決定することとしております。ただし、地区によっては、毎年恒例として1月3日に開催しているところもあることから、但し書を付記し、地域や会場となる学校等の合意形成を図った上で、柔軟に対応できる内容としております。3点目は対象者です。今年度成人を迎える者を対象者としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

お尋ねがありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようですので、報告第40号と41号を承認させていただきます。

【報告第38号、第39号】

○委員長

報告第38号、第39号をスポーツ振興課長よりご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

それでは、報告第38号は平成29年度都城市スポーツ少年団結団式の教育委員会共催につきまして申請があり、都城市教育委員会の権限に属するうちの一部規則第4条に基づき専決いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げるものでございます。

開催要綱を添付しておりますが、スポーツ少年団結団式につきましては、4月28日、19時より高城運動公園屋内競技場において開催されたものでございます。

続きまして、報告第39号 都城市スポーツ施設整備ビジョン策定スケジュールについてご説明いたします。

今回の都城市スポーツ施設整備ビジョン策定業務委託につきましては、総合政策部の総合政策課が主管課となり、総合計画に掲げますスポーツ振興を実現するために、中核的なスポーツ施設の整備構想、基本的な考え方を示すことを目的に、平成30年度からの10カ年のビジョンを本年度策定するものでございます。

業務委託の基本方針につきましては、指名競争入札方式として、別紙に後でご説明いたしますが、スケジュール表のとおり、遂行する予定でございます。

業務内容といたしましては、平成19年3月に策定しました全ビジョンの改定を行うものであり、拠点または準拠点となる各運動公園の施設を基本として、体育施設ごとの整備方針及び利用形態における施設の整備を行うものでございます。

なお、本件につきましては、スポーツ振興課を中心に施設ごとの整備方針等の整備を行い、作成しました仕様書により発注いたしまして、整備方針に基づいた拠点施設別の整備パターンの検討、工程と費用、特徴と課題等について資料の作成スケジュール案でお示ししております過程を経まして、策定を進めるものでございます。なお、ご存知かと思いますが、現在、県立体育施設陸上競技場の要望を本市が誘致を行っておりますが、これを山之口運動公園に整備する話もございますので、県の基本整備計画が決定された場合においても、変更等を加えながら策定する予定であります。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

ご質問がございましたらお願いいたします。

○教育長

例の入札契約のことを教育委員の皆さんにわかるように説明していただけますか。

○スポーツ振興課長

別紙の策定スケジュールの中にごございます上から7段目に、原案検討というところがございます。前回作成しましたビジョンの改定ということで、このビジョンに基づいて、拠点施設ごとのある程度の整備方針等については、今までの流れがございますので、その整備基本方針をもとに、今回新たに、各施設ごとの整備にかかわる基本仕様書をスポーツ振興課で作成いたしまして、その流れに沿って、今回10カ年のビジョンを作成するというので、予定としましては5月ぐらいまでに入札をかけまして、その後、計画レイアウト案の作成ですとか、関係機関等の意見調整ですとか、そういうものを踏まえまして、先ほど申し上げました県立体育施設の整備方針が固まりましたら、県と連携しながら、施設の整備の中身の変更を加えながら、総合政策課と協議を重ねまして、整備計画に基図面でレイアウトの作成等を経まして、スポーツ推進審議会等に打診をして、ビジョンを作成していく流れになっております。

今回の委託につきましては、あくまでも前回のビジョンの改定を行うということで、基本的な仕様書等につきましては、パターンも当然ございますが、整備パターンによって工程及び係る費用等の積算等も含めまして、何パターンか検討しながら作成させていただくということで、前回と同じような中身になるということで、予定いたしております。

○濱田委員

前回のビジョン等がもとになっていて入札契約を行うということですか。

○スポーツ振興課長

前回のビジョンでは、各拠点ごと、それから、競技別ごとにある程度の整備指針を出して作っております。

10年間の流れを踏まえまして、管理するスポーツ振興課で今後予想される10年間の整備計画の部分の基本仕様書ということで、こういった整備の方向を検討した仕様書をもとに、全体的なレイアウトですか、費用ですか、そういったものを何パターンか検討しながら、最終的な10カ年計画を策定するという流れで考えておりますので、仕様書については総合政策課と現在協議して、策定中ということで、その仕様書をもとに発注する予定でございます。

○教育長

私がこの前質問したものと同じことを濱田先生も質問されていると思うのですが、要するに、原案は自分たちが作るのになぜ入札契約をするのかという話で、これはビジョン計画を作るための入札契約らしいのです。この計画書の策定のビジョンを作るために企業に作らせるというか、自分たちが作るのではなくて、その計画書を作ってくれる業者を頼むという話らしいのです。私もこれを見たときに、自分たちが作るのに、何で入札契約をするのかと思っていたのです。この策定ビジョンを作るための入札契約らしくて、外注して作らせるということです。

私も同じ質問をしたので、それを説明してくださいとお願いしたのです。そうしないと、多分、我々が普通考えるのは、外に頼みませんよね。ものを作るときに最終的に入札をするのだけれども、これは計画そのものを作るのを企業にやらせるという、そういう企画会社にやらせるという話になるらしいのです。

○スポーツ振興課長

基本的な施設ごとの方向性はある程度市の意向でということで、基本書は作るのです。

○濱田委員

非常にある意味、非常にいいやり方だと、効率的で、慣れている業者が提案するということになると思います。

○教育部長

ビジュアル的なパターンが幾つかあるものですから、色々な多面的なものから見ていただいて、これをやると金額がこれぐらいになりますという組み合わせがあるものですから、そのことも含めて、早めに契約させていただいて、色々な多面的なところから免責してもらったところも契約の中に入っているというようなやり方をしているという形になります。

○赤松委員

これを事前にお届けいただいて、このビジョンスケジュール案というのが1枚だけ入っているものですから、今、ご説明をいただいて、何だそうだったのかと。幾らこれを読み込んでも理解できない状況の事前資料というのは、いかがなものかと。ぜひ、こういうものを事前に送っていただく時には、これはこういう趣旨でありこうとか、そういうご説明がない状態で送られても、特に理解できないかもしれませんが、ぜひ今後のために、そのあたり改善していただきたいとお願いしたいと思います。

○スポーツ振興課長

大変申し訳なかったのですが、総合政策課との事前の準備が不足しておりまして、大変申し訳ございませんでした。5月の入札に向けて進めている関係もあって、早く全体的なスケジュールの部分の流れでいきますというものだったものから、大変、申し訳ございませんでした。

○赤松委員

全く理解できない資料でしたので、どういものだろうかと迷って電話しようかと思いましたが、お休み中に送ってきましたし、手の打ちようがなかったということで。

○スポーツ振興課長

委託の基本整備方針も当初はプロポーザルでという話があったのですが、それがちょっと指名競争入札になったものから、準備不足で大変ご迷惑をおかけしました。以後気を付けます。

○委員長

何か抜けているのかなと思ったのです。

○スポーツ振興課長

スケジュールのご報告ということで大変申し訳ありません。言葉足らずで。

○委員長

理解力がないのでお尋ねしようと思いつつながら、時間が経ったというのは本当なのですが、これは、あまりない例なのだと思うのですが、総務課で資料をお作りになるときに、こういう例がもしありましたときには、担当の課にちょっと確認とか言っていただくと良いかなと。間に合わないとか色々、今のような事情もあるかと思うのですが、そのようなことをお願いできるかと思えます。

○教育長

私もこれを見てわからなくて、かなり関係課とやりあって言ったのですが、説明を聞かないとわからないのです。教育委員の方々はこれを見ても全然わからないと思います。あなた方はプロだからこれを見ればわかるのだろうけれども、我々は素人だからわからない。しかも、市役所のやり方がわからない。ぜひそこは今後、気を付けてやってください。最終的な責任を持たなければいけない話になるので、そこは丁寧に進めるようにして、紙1枚でなくて、その内容をきちんと説明するようにしてください。

○委員長

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

それでは、報告第38号と39号を承認させていただきます。

【報告第31号～第33号、議案第3号】

○委員長

報告第31号～第33号、議案第3号を教育総務課長にお願いいたします。

○教育総務課長

今回は報告3件と議案1件、計4件ございますが、一括して説明します。

では、報告第31号をお開きください。平成29年度都城市教育委員会名義後援についてご説明いたします。

今回は、平成29年3月30日から4月26日までに22件の名義後援を承認しております。内訳につきましては、別紙の一覧表をご覧ください。ページ数が書いていないのですが、一枚目の参考資料です。こちらが22件ございます。今回から、様式を若干変更しております。色付きの部分ですが、平成25年以前と26年、27年、28年とわかりやすく下のほうについております。

今回は、スポーツ関係が4件、学校教育関係が2件、生涯学習関係2件、美術館及び文化財課関係3件、総合支所関係がゼロ、その他教育総務課で受け付けました12件、計22件となっております。

なお、次のページからは、開催順に並び替えた資料、そしてさらにその次のページは、5月開催分の添付になります。

それでは次は、報告第32号でございます。

こちらが平成28年度情報公開件数についてご説明いたします。

次のページをお開けください。こちらが情報公開請求につきましての簡単な表ですが、計10件ございました。結果として、全部公開として処理したものが4件、部分公開として処理したものが5件、非公開として処理したものが1件となっております。

なお、個人情報の請求はございませんでした。

さらに次のページをお開けください。こちらがその詳細な内容を示したものです。

表のNo.9とNo.10に目を通していただきたいと思えます。こちらはいずれも請求者名が加藤キミヨシ様と

なっております。この方が教育の日の件について公開請求があったものですが、詳細はさらに次のページをお開きください。こちらが内容を詳細に記したものですけれども、本件に関しましては、昨年度に市民に対しまして教育への理解と関心を深めていただくことを目的として、2月18日を教育の日として定め、市民向けのパンフレットも作成し、広く周知したところです。このパンフレットの中の宣言文になるのですが、宣言文の中に、「私たちは常に学び、都城の明日を担う人財を目指します」という一文があります。本市では、人財の「ざい」に財産の「財」を使っているのですが、請求者からは材料の材を使用すべきではないかということで、関連資料の請求がございました。

この表が本件に関わる詳細な経緯と今回の対応について、時系列に明記しております。

まず、1月17日に最初の請求がございました。先ほどお話ししましたように、材料の材を使ったほうがよろしいのではないかという意見がございました。3月15日ですが、ここで、公文書の公開請求書が出されました。そして、3月23日に教育総務課において、閲覧されたわけですが、会議録は残していないということで、こちらでも説明しあげたのですが、そうしたら、決定に至った詳細な内容を知りたいという要望がございました。3月30日に、都城教育の日推進委員会の第1回から第5回までのすべての配布資料の請求がありまして、すぐに対応したところです。

最初の確固のシュツですが、人材には才能があるという意味で使われていた歴史もあり、さらに材料の材には、単なるものではなく意味のある用途に応じたという意味も合わせ持っているということで、財産の財は財力とか、財政とか、お金が絡んでいるということで、これはいかなものかというご指摘でした。

それに対しての本課の説明としましては、1時間半以上の時間を費やして協議を進めた中で、教育化推進委員会の中でもそのままそれを適正だと認めたということをご説明差し上げたところです。最終的に、完全に納得されたわけではないというものですけれども、現在は終息しているような状況です。

続きまして、報告第33号をお願いします。

こちらは、平成29年度臨時・嘱託・パート職員の配置についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

4月1日現在においては、部長はじめ、学校の職員等まで含めまして、351名が配置されている状況です。うち臨時職員が4名、嘱託職員が217名、パート職員が10名となっております。さらに裏面をお開きください。そちらに臨時職員、嘱託職員、パート職員の詳細なデータを記しております。

なお、学校教育課におきましては、今年度新規事業を二重丸で示しておりますけれども、まず、最初の二重丸が、習熟度別指導推進事業ということで、嘱託職員を新たに順次配置しております。二つおいて、二重丸の中学校における学級経営支援業務ということで、パート職員を10名新たに配置した次第です。

以上で、報告は終わります。

それでは、議案第3号をお開きください。

平成29年度教育に関する事務を管理及び執行状況の点検、評価の実施要領についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の第26条に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の規定がございます。その第1項では、教育委員会の権限に属する事由については、①管理と執行の状況について点検及び評価を行うこと。②その結果に関する報告書を作成すること。③当該報告書を議会へ提出及び公表することと義務づけられております。また、第2項では、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図ることと明記されております。本条に準じまして、前年度の点検及び評価等の実施をするわけですが、わかりやすく申し上げますと、教育委員会の権限に属する事由を二つに大別しております。

添付資料の中ほどの具体的な点検、評価の方法をご覧いただきたいと思います。

一つは、教育長に委任されていない事由、表では一番目の教育委員会の活動状況がそれに当たるわけです。

けれども、具体的には重要な事由の企画及び基本方針の決定、規則及び訓練の制定または改廃、予算その他、議会の議決を得るべき議案、学校等の設置及び廃止などです。これらに関しましては、教育委員の方々へ点検、評価をお願いしたいと考えております。点検、評価後に外部評価委員へ内容の説明を予定しております。

表の二つですけれども、こちらが教育長に委任された事由についてです。

これにつきましては、担当課等で点検評価をしまして、その達成度に基づき5段階評価していただきます。点検評価後は外部評価委員に、こちらはヒアリングを実施したいと考えております。

今後の日程につきましては、裏面のスケジュールをご覧ください。このような形で、5月から12月分のスケジュールを組ませていただいております。

なお、今年度におきましては、評価結果を次年度の予算に配備するため、前年度と比較しまして、5ヶ月ほど前倒して計画しております。次年度以降もこのようなスケジュールを考えておりますので、委員の方々のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、報告2件と議案1件についてお尋ねがありましたら、お願いします。

○赤松委員

名義後援一覧の表のところについてお尋ねいたします。

様式をお変えになったということで、かつてのことが理解できるので、非常に改善されたのではないかと思います。この○と×と目印の考え方なのですが、○は後援をしました、×はしていません、無印のところは依頼が上がってこなかったというそういう理解でよろしいですか。

○教育総務課長

すべて×は今年から初めて名義後援を出されたものです。

○赤松委員

ということは、これ以外に依頼があって×になったものも上げられているのですか。

○教育総務課長

22件は3月30日から4月26日までの分だけです。

○赤松委員

例えば、平成28年度を見ると、×印がついているのがございますが、ということは後援しなかったという印ですよ。であれば、今年3月末から4月に上がってきた中で、基本的に21までは全部○の印が入るものであって、○にしていないものはなかったのですかというお尋ねなのです。

○教育総務課長

申請があってこちらが受け付けなかったものなのか、当初から申請がなくて、今年度改めて申請があったかということですよ。

○赤松委員

例えば、9番は平成25年以前は無印ですよ。だからここはそういう依頼がなかったのだと思ったのです。×がついているのは、依頼があったけれども却下したと考えたのですけれども。そうであれば、仮に平成29年度の21項目以外にも×をつけたのがあるのかなと思って、お尋ねしたところです。

○教育長

3番のおかげ祭りとかは…。

○赤松委員

去年からOK出して、それ以前は、おかげ祭りは却下していたという可能性があるのですか。

○教育総務課長

そういうことはないと思います。

○赤松委員

ここの印の意味がちょっと理解できない部分があったので、平成29年度分の×にしたものが上がっていたほうがわかりやすいです。

○委員長

もう一度確認を。

情報公開についてお尋ねしてよろしいでしょうか。

この情報公開についてのご報告は、今までなかったような気がするのですが、どのようなレベルで私どもに教えていただくのかという気持ちもありまして、もう一つ、こういうものを知っておくべきだと思いますので、とてもありがたいと思うのです。項目について上げていただいたことについては、今までは…。

○教育総務課長

今回から初めての試みです。

○委員長

今回から…、ぜひ、色々な情報もいただければと思います。

そして、人材についてなのですが、ちょっと補足的に、最初この人材というのは、色々な場合に材料の材というのが使われていまして、これを読んで、自分の記憶なのですが、議会である議員が人材というのは、物質的に扱うのでおかしいのではないかという意見をおっしゃったことがあるのです。過去、数年前ですけれども、それで、ああそれ以降、都城の人材というのは、宝の貝偏になったのかと思っていた経緯を思い出したのです。ですので、正確に辞典等で調べたらどちらかわかりませんが、一部、材料の材から財宝の財に変わったという経緯があったのですが、今ここに書かれていないような気がしましたので、補足的に。一般的に言うと、この人材なのねという感動はあったような気がするのです。肯定的にこの財をそうなのねという意見も聞いたような気がするのです。ですので、もう一度、調べてもいないのですけれども。

○教育総務課長

議事録を見て再度調べます。

通常、普通は人材の材は材でいくと思うのです。それを、宝を使ったことの経緯について…。

○教育長

私が教育長になってからはそういう質問がないので、もっと前ですね。

○委員長

その前だったと思うのです。議員さんからの指摘がありました。

○教育総務課長

割と最近、色々な計画を作るときには、自治体では宝のほうを使っている例が多いです。最近作るときはそちらを使っているのが一般的になっています。

○委員長

人材、人材って、ものを作るような発想よりも、こちらのほうがいいのだなと思った記憶がありましたので。受けとめ方で色々なのだらうなと思ったのですけれども。

○教育総務課長

議事録を検索して、確認した上でまたご報告いたします。

○教育長

この質問をされた方は、何年か前に都城に帰ってこられて、そういう文章を作る会社の中でそういう仕事をされていて、多分、言葉に結構、敏感な人らしいですね。

○中原委員

確かに、議員さんの発言で何か伺ったことがあった気がします。推進委員と企画会議の準備検討がなされ

て、ここに書かれていますけれども、していなかったと思います。この件については、かなりしつこく質問をした記憶があります。校長会で投げられたものが、議会で決まったものが、教育委員会に報告されますので。

○委員長

よろしかったでしょうか。

次のご意見に。

○教育総務課長

今確認したところ、再度、もう一回ご提示します。

この表の中で、以前、却下したものはないということです。もともと申請がない場合は空欄にした形にして、あとは×がなくなると思います。申請があるものは今まで必ず…。

○教育総務課清水主幹

すべて認めているのではなくて、認めてなかったものを翌年度に認めるというのがないので、完全に新規なもので却下が出てくる可能性もあります。ここに認めているものは認めるので、途中で×にはしていないので、よっぽどのがないと×にはしていないので。

○教育長

×は何で×をつけたの。

○教育総務課清水主幹

もしかするとですけども、年度をまたいで承認している場合があって、その年度中には承認していないというような、前もって承認を受けているというものが、もしかしたら漏れてしまっている可能性もあるので、年度初めに行う行事をその前の年に承認をされていて、4月には承認をしていないから×になったのか、おかげ祭りも結構前の年度で承認をしているのが漏れているという可能性もあります。

○教育長

困ったですね。例えば16番は、20周年記念イベントというのは1回しかないわけだから、×と○のつけ方がおかしいではないですかね。1周年というのは1回しかないから。

○委員長

すみません、この名義後援についてはもう一度精査して、ご説明をいただいた上で精査したものをお願いできたらと思います。

それから、先ほど、清水さんがおっしゃったのですけれども、去年に却下しているものが今年許可できるということはあり得ないと、先ほどおっしゃったのが聞えたのですけれども、当然そうだと思うのですけれども、ひょっとして内容なり、趣旨なりがまた目的に沿ったものになってもう一度、持ってみえるという場合もあるやに思うのですけれども、前年度までこの項目は認めていませんということで切るのはちょっと、大概是そうだと思うのですけれども、念のためにもう一度趣旨なりを確認して、理解していただくことは必要かなと思ったところです。

○中原委員

先ほどありました情報公開の件なのですが、公開者という項目は申請者のことですか。伺った方という意味での。

○教育総務課長

申請者です。

○委員長

これは申請者に訂正をお願いいたします。

ほかにありませんでしょうか。

○濱田委員

今の情報公開の最後に非公開とありますが、非公開というのは公開しないものですか。

○教育総務課長

該当はなかったという意味ですね。

○濱田委員

例えば、部分公開というのは、人数は公開できるけど、誰がとかは公開できませんという意味ですね。非公開というのは、公開しませんよという。

○教育総務課長

制度がうちにはなかったということです。

○教育長

非公開という、それは公開できませんよと思うから、書き方を変えないと、この部分はあるけど公開しなかったのかなと読んだのだけど、そうでないわけですね。

○教育総務課長

公文書非公開決定通知書を出すものですから、そのために非公開という単語を使ったのだと思います。

○教育長

そこは非公開のものもあるわけですよ。請求されたのがあっても、非公開。今国会で問題になっているのがあるではないですか。出さないというのが。そういうものと混同してしまうから、言葉を変えるか、表現を変えるかされた方がいいのではないですか。せっかくこういう制度を取り入れてくださったのだから、逆に。

○教育総務課長

わかりました。

○委員長

お尋ねはないでしょうか。

○濱田委員

一番最初の名義後援一覧ですが、20件、21件と、次が22件。

○教育総務課長

1番の前に平成28年度の154番があると思うのですが。

○委員長

よろしかったでしょうか。

それでは、報告第31号と32号、33号を承認させていただきまして、議案第3号を決定させていただきます。

【報告第34号～第37号、議案第4号】

○委員長

報告第34号、35号、36号、37号、議案第4号をよろしくお願いいたします。

○学校教育課長

報告第34号でございます。

この報告は、学校薬剤師の委嘱についてでございます。

もう1枚めくっていただきますと、別紙が出てまいります。学校薬剤師の委嘱でございますが、この理由としましては、学校薬剤師の委嘱について、委嘱期間内に上記の薬剤師の交代について、都城市北諸郡薬剤師会からの連絡があったものでございます。交代の理由は、高齢や他分野での活動量の増加によるものがあります。

では、どの方がどの学校になられたかをご紹介します。

高崎麓小学校、郡山龍之介先生でございます。新たに郡山先生は薬剤師会から学校薬剤師として就任していただいたものでございます。縄瀬小学校、北崎龍弥先生でございます。それから、姫城中学校の野辺先生でございますが、野辺先生はもともと西岳小中学校、それから、御池小学校の担当をされておりました。御池小学校が休校になりましたので姫城中学校の担当もしていただくことになりました。続きまして、高崎小学校の真方洋一先生ですが、真方先生は高崎麓や縄瀬小学校も歴任されていたのですが、ご高齢のため高崎小学校のみとなりました。西岳小中学校につきましては、野辺先生は先ほど申し上げたとおりでございます。安久小学校、山内裕子先生でございますが、姫城中学校の担当もされておりましたけれども、今回、他業務も増えたということで、安久小学校のみという形になりました。

薬剤師会から色々とシャッフルをしていただきまして、このように決めていただいたところでございます。

報告第35号でございます。都城市いじめ対策専門員の委嘱についてでございます。

委嘱期間は4月1日から来年3月31日までとしております。

別紙をご覧ください。両名とも本地区でスクールソーシャルワーカーをしているお二人でございます。オオハラヒトミさんでございます。専門分野は福祉でございます。社会福祉士の資格を持っておりまして、鷹尾在住でございます。また、松尾容子スクールソーシャルワーカーも社会福祉士の免許を持っておりまして、下川東に在住しております。大田原ひとみSSWにつきましては、前回の沖水中学校につきましては、かなり力を注いでいただきました。ありがたいと思っております。

報告第36号でございます。これにつきましても、ページを1枚めくっていただきまして、都城市教育研究所員の委嘱についてでございます。委託期間は4月28日から3月31日までとしております。

めくっていただきまして、研究所員の名簿が出てまいります。1番から8番まで小学校籍の先生方になります。9番、妻ヶ丘中学校の杉田和代先生が数学の免許をお持ちでございます。10番、高城中学校の木下喜史先生が国語科の免許を持っていらっしゃいます。本年度から本研究所では、国語科と数学科を中心に研究を進めていくことになりましたので、それぞれの先生方に頑張っていたいただきたいと思っております。また、詳しいことにつきましては、研究所員の資料にあるとおりでございます。横向きのものでございます。

報告第37号でございます。都城市小中一貫学力向上指定研究学校におけるコア・ティーチャーの選任についてでございます。

そこにありますように、沖水中学校校区には沖水中学校の木村先生、祝吉中学校校区には祝吉中学校の濱川先生、高城中学校校区には高城小学校の萱嶋先生、山之口中学校校区には山之口中学校の岩切先生、高崎中学校、それから、笛水小中学校校区には高崎中学校の早崎先生、この5名がそれぞれの校長先生方の推薦を受けまして、学校教育課のほうで推薦したものでございます。

業務の内容につきましては、この校区における小中一貫の主に学力向上をリードしていただく方々でございます。大きな業務としましては、今年度は東京都三鷹市に派遣をいたしまして、勉強して帰ってきていただいて、それを広めていただくという形になりますし、またそれぞれの学校に学力向上担当者がおりますが、その担当者会のリーダーとしても活躍していただくということになっております。詳しい情報につきましては、またそれぞれ出ておりますので、何かご質問があるときにはお尋ねしていただきたいと思っております。

続きまして、議案第4号でございます。

平成29年度都城市就学指導委員会委員並びに専門委員の委嘱及び任命についてでございます。

委嘱期間は、平成28年5月23日から平成30年3月31日までの継続の方々と本年から平成29年5月23日から再来年の平成31年3月31日までの2年間で委嘱任命をいたしております。

今年度就学指導委員会といたしましては10名の方々をお願いしているところでございます。ご紹介いたします。

まず、丸野小学校の校長先生、山元校長先生でございます。それから、山田中学校の校長先生、前田校長

先生でございます。西中学校の石本指導教諭、教育委員会の相談員としまして、山下元校長先生でございます。それから小児科医としましては、児玉先生、隅先生、きりしま支援学校からはお二人とも壹岐先生という方でございますけれども、女性の先生でございます。さくら聴覚支援学校からは高橋指導教諭、都城発達障害者支援センターからは臨床心理士のイモリ先生、この10名の方々に最終的な決定を行っていただきたいと思っております。

また、専門医の先生方は以下にありますように、22名の方々に委嘱をすることになりました。二人ペアで色々、行動、活動をしていただきますので、偶数という形で22名ということになっております。

以上でございます。

○委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明についてお尋ねがありましたら、お願いします。

○中原委員

議案第4号についてのお尋ねです。

すばらしい方を選んでいただいて、適正な就学指導がなされるのは大変好ましいことだと思っておりますが、区分のところを見せていただいて、一つ理解できないのが、補欠という表記の方がいらっしゃるので、新規とか、再任とか、継続というのはわかるのですが、補欠という部分はどういう意味合いなのでしょう。

○学校教育課長

例えば、きりしま支援学校の壹岐加代子先生が補欠としていらっしゃいますが、この壹岐先生は、実は前任がいらっしゃいまして、その方1年間お勤めになりました。ところが転任もしくは、役柄をかえてしまったものですから、壹岐先生が代わりに入ったという形になりました。2年の任期のうちの1年をこの方にお願ひするという形で補欠という形になりました。

○中原委員

そのようになっているということなのですね。

新規という言葉でいいのかなど、今聞いた範囲ではそのように思えたのですが、こういう補欠という表記がちょっと気になるのです。

○学校教育課長

と思うのですが、任期期間が1年しかないのです。新規になりますと、そこから2年間という意味合いが含まれますので、ちょっと名称を変えたほうがいいかもしれませんが。

○教育長

欄外に補欠というのはこういうことですよと説明をつけておく。

○中原委員

わかりました。

○委員長

その補欠という言葉に対する説明をお願いできればと思います。

ほかにありませんでしょうか。

報告第36号なのですが、委嘱の方が10名の先生がおられたわけですが、欠席が多かったわけですが、これは委嘱が4月28日になっているわけですが、研究所員の決定が4月28日、ここでは、4月25日時点で決定している所員をたまたま最初に頂いているのです。後で差し換えなのですが、個人的な感想なのですが、日数的にこの時点では7名しか決まっていなかったと思うのですが。

○学校教育課長

これを出しましたのが、4月25日時点でございます。ですので、その時点でのメンバーとしては7名

というのが実際のところですよ。それからまた、本人たちにこちらから申し出して、校長先生に内諾をとっていただく作業を進めた結果、今日このような10名が揃ったということでございます。ですので、委嘱日としましては、28日になっているのは、交付式を行ったので、遡っての委嘱という形にしたいと思っております。

○委員長

ということは、決定までがかなり大変だと、勝手な推測ですけども、そういうふうには受け取るのですが、実情はそのようなものなのでしょうか。

○学校教育課長

決定まで、今年大変苦勞いたしましたのが2点ございます。1点目は、委嘱状交付式がどうしても早まっているということです。これは例年ですと、5月中旬ぐらいに委嘱を行うわけなのですが、今、いらっしゃいます所長の考えで、それではちょっと遅いと、研究がもうちょっと早く始めたいというご希望がございました。昨年はうまいこといったといいますか、お断わりされたのはお二人だったのですが、委嘱日に間に合ったというのがありますが、今年度は17名の方がお断わりをされました。断ったのもどんどん時間が経つにつれ、二つ目の理由なのですけれども、家庭訪問中なので本人が捕まらないので、こちらが投げかけても返事が次の日か、その次の日でないと返事をもらえない状況ですので、こちらとしてはあと3名だったら3名に声をかけますが、どなたが外れない限りは次に声をかけられない状況でしたが、この2つの大きな原因があると思っております。

そのことにつきましては、所長と今、もう一度話をしているところでございます。予定的にどうしてもきついものがありますという話をしているところでございます。

○委員長

欠員のことについては、勝手な推測だったのですが、開所式の時に家庭訪問と重なって出席できなかった方が多数だったというのは、やはりそのことだけでも日程を次は考慮していただければいいのではないかと考えたところでした。

○学校教育課長

ありがとうございます。考慮いたします。

○中原委員

報告第34号ですが、ご説明のときに聞きそびれたかもしれませんが、縄瀬小学校の薬剤師さんは、九州トウホウ株式会社は、病院とか開業するときのコンサルタント会社的なところだと思うのですが、薬剤師を持っていらっしゃるということですか。

○学校教育課長

そうです。そういう方々まで手を伸ばさないと、なかなか薬剤師さんもお高齢になって、学校薬剤師を務める方が少なくなってしまったというのがありまして、その点につきましては、薬剤師会からも声かけがありました。普通の企業に勤めている方で薬剤師の免許を持っている方でも使っていないと仕様がないということでした。

○教育長

九州東邦株式会社は何の会社ですか。

○学校教育課長

薬品を扱っている卸売の会社です。

○教育長

薬品会社なのですね。

○教育部長

この北崎龍弥氏は市役所のOBで、市役所に採用されたときは庄内病院に採用されておりまして、薬剤師

の免許で採用されたのですけれども、途中でなくなって、一般職に鞍替えして、卒業して薬剤師の免許を持ってこちらで委嘱される形になると思いますけれども、薬剤師の免許があることは間違いないのですけれども、九州東邦株式会社にいることは確認していなかったのですけれども。こちらはコンサルタント関係になるのですか。

○学校教育課長

確かにコンサルタントもやっている病院、クリニック関係が開業するときはこの会社が入る薬剤を使っているとは思いますが。

○田中部長

薬剤師の免許は確実に持っている人です。

○委員長

教育委員会で図書館長を勤められていた時から、そのようにお聞きしております。

○教育長

最初は大丈夫なのかなと、学校で何かやってくれといわれたときにできるのかなと、気にはなっているのですが。会社の了解を得ているのですよね、ここに書いてあるということは。

○学校教育課長

薬剤師会からの了解をとってありますので、間違いないと思います。

○委員長

やはりそんなに人材不足なのですか。

○学校教育課長

薬剤師会が申しますのは、一人で3つの学校までが大体適正規模だと言われております。ただ、うちは今、一人で4つ持っていらっしゃる方が実際にいらっしゃいます。かなり掛け持ちをしていただいている状況です。

○委員長

わかりました。

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

○濱田委員

ほかの委員の先生はご存知なのだと思いますけれども、就学指導委員会の業務内容、簡単でいいですので、議案第4号ですが。

○学校教育課長

就学指導委員会は、主に小学校1年生に上がるときに、どの学校がふさわしいか。というのは、特別支援学校、例えば、通常の学校であっても、特別支援学級がふさわしいのか、それとも、通常の学級がふさわしいのかということを判断いただく機関でございます。

○教育長

これも、親が了解しなければ駄目なのです。お宅のお子さんはここがいいのですよと言っても、親が嫌です。普通の学級に入れてくださいと言ったら、拒否できないのです。なかなかそこは難しく、その子が最初のうちはいいのだけれども、段々学年が上がると、不適合が起きてきて、お子さま自身も学校も困ることが出てきたりします。しかし、親御さんの考え方が基本ですので、そこは親の言うとおりにせざるを得ないということがございます。

○委員長

ほかはよろしいでしょうか、お尋ねは。

議事はこれで終了いたします。

10 その他

(1) 行事報告・予定等

① 6月定例教育委員会日程について

日時 平成29年5月31日(水) 13:30から

会場 南別館3階委員会室

以上で、5月の定例教育委員会を終了いたします。